平成２５年（再ロ）第３号

千葉県茂原市高師2069番地25
再生債務者　池端　広樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年11月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月11日
千葉地方裁判所一宮支部再生係

平成２５年（再ロ）第２号

北海道苫小牧市日新町４丁目11番２―505号
再生債務者　加藤マサ子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年11月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年11月11日
札幌地方裁判所苫小牧支部

会社その他の公告

合併公告

平成二十五年十月十七日開催のイ及びヌ、同年十月十六日開催のロ及びワ、同年十月十一日開催のハ、同年十月十日開催のニ、同年九月十九日開催のホ、同年九月二十日開催のヘ、同年十月八日開催のト、チ、リ及びヲ、同年十月二日開催のルのそれぞれ臨時総会において、左記組合は合併してイはロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ及びワの権利義務一切を承継して存続しロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ及びワは解散することを決議しました。
この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十五年十一月二十日
千葉県千葉市中央区椿森二丁目一六番一五号
（イ）千葉県たばこ商業協同組合
代表理事　井田　明
千葉県市川市新田一丁目三番二号
（ロ）市川たばこ商業協同組合
代表理事　宇田川　誠
千葉県船橋市本町四丁目一九番六号
（ハ）船橋たばこ商業協同組合
代表理事　佐々木吉憲
千葉県松戸市東平賀二四一番地
（ニ）松戸たばこ商業協同組合
代表理事　岩田富久司
千葉県館山市北条二六〇九番地の二
（ホ）館山たばこ商業協同組合
代表理事　今井　義明
千葉県木更津市木更津三丁目一番一七号
（ヘ）木更津たばこ商業協同組合
代表理事　吉田　弘
千葉県富津市湊二〇〇番地二
（ト）上総湊たばこ商業協同組合
代表理事　小泉　静明
千葉県野田市中野台一六八番地一
（チ）野田たばこ商業協同組合
代表理事　小早志　博
千葉県柏市あけぼの五丁目一番一号
（リ）かしわたばこ商業協同組合
代表理事　嶋根　敏雄
千葉県鴨川市横渚三九六番地二
（ヌ）鴨川たばこ商業協同組合
代表理事　服部　克巳
千葉県成田市野毛平一三五番地一
（ル）成田たばこ商業協同組合
代表理事　青野　勝行
千葉県市原市五井中央西一丁目一四番地二二
（ヲ）市原たばこ商業協同組合
代表理事　潤間忠吾郎
千葉県いすみ市大原八六六七番地
（ワ）いすみたばこ商業協同組合
代表理事　土屋　仁朗

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十五年十二月二十六日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十五年十二月十一日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/m/0/m069/index.html#
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年八月二十日
掲載頁　五十頁（号外第一八二号）
平成二十五年十一月二十日
千葉県君津市東坂田四丁目三番三号
（甲）株式会社新昭和
代表取締役　松田　芳彦
宮城県仙台市青葉区大町二丁目一〇番一四号
（乙）株式会社新昭和仙台
代表取締役　松田　和彦

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.jpha.or.jp/
（乙）http://www.fphp.jp
平成二十五年十一月二十日
東京都新宿区新宿一丁目二九番八号
（甲）一般財団法人日本公衆衛生協会
代表理事　篠崎　英夫
埼玉県和光市本町二番六号
（乙）一般財団法人公衆衛生振興会
代表理事　石館　敬三

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十六年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき、また乙は会社法第七八四条第一項に基づき、それぞれ株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成二十五年六月二十七日
掲載頁　四頁
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年七月十日
掲載頁　五十三頁（号外第一四九号）
平成二十五年十一月二十日
東京都江東区東雲一丁目七番一二号
（甲）株式会社三景
代表取締役　児島　康信
東京都江東区東雲一丁目七番一二号
（乙）横浜テープ工業株式会社
代表取締役　三好　保成

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十六年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年六月十四日
掲載頁　九十頁（号外第一二五号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年六月十四日
掲載頁　六十二頁（号外第一二五号）
平成二十五年十一月二十日
東京都渋谷区渋谷三丁目一二番一二号
（甲）ボッシュパッケージングテクノロジー株式会社
代表取締役　ヨアヒム・バチェフスキ
千葉県船橋市西浦二丁目二番二号
（乙）株式会社ボッシュパッケージングサービス
代表取締役　ヨアヒム・バチェフスキ

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年十一月十三日
掲載頁　六十三頁（号外第二四五号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年十一月十三日
掲載頁　六十三頁（号外第二四五号）
平成二十五年十一月二十日
東京都渋谷区神宮前二丁目一三番一号
（甲）株式会社アルティスタ
代表取締役　中村　潤一
東京都世田谷区北烏山一丁目一一番五号
（乙）株式会社フレシア
代表取締役　中村　潤一